

資料1

東久留米市
子ども・子育て会議
平成29年11月21日

東久留米市子ども・子育て支援事業計画の
中間年の見直し（補正）について
（素案）

目 次

◎東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し （補正）について

- 1 実施の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 見直し（補正）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎就学前人口推計について

- 1 就学前人口推計の補正の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

◎見直し箇所

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込み及び
確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - （1）対象施設等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - （2）量の見込み及び確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - （3）待機児童の状況と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 子ども・子育て支援事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - （1）利用者支援に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - （2）放課後児童健全育成事業（学童保育）・・・・・・・・・・・・・・ 8

◎東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について

1 実施の背景

東久留米市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、東久留米市子ども・子育て会議における議論を経て、平成 27 年 3 月に策定しました。策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、これにより潜在的な需要も加味された「量の見込み」を算出した上で、その「量の見込み」に対応するための「確保方策」を示しました。

事業計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間ですが、「必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）を検討していく」としていません。また、事業計画策定時の推計と比較し、就学前人口（0～5 歳）の推計とその実績に一定の乖離があることや、確保方策等の状況の変化などもあることから、事業計画の中間年の見直しを実施することとしました。

2 見直し（補正）の内容

今回の見直しは、平成 29 年 6 月の内閣府通知「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について（作業の手引き【改訂版】の送付）」（以下「作業の手引き」という。）を踏まえて実施しました。

まず、事業計画に記載している平成 30・31 年度の就学前人口の推計値について、直近の就学前人口の増減の傾向を参照し、時点修正を行いました。そして、事業計画に記載のある各事業（幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）について、事業計画策定後の進捗状況や実績などを参考にし、量の見込み及び確保方策の補正等が必要な事業について、見直しを行いました。

今後は、中間年の見直しを行った事業については、この内容に沿って実施し、現行の事業計画とあわせて、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応えていく体制づくりを進めていきます。

◎就学前人口推計について

1 就学前人口推計の補正の背景

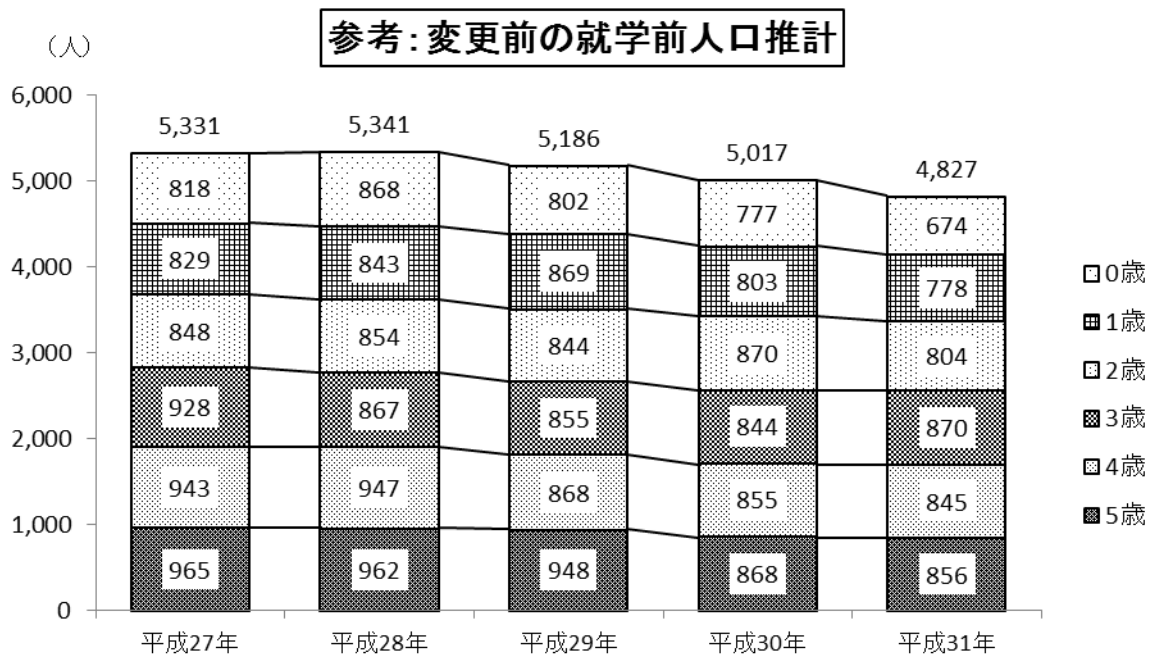
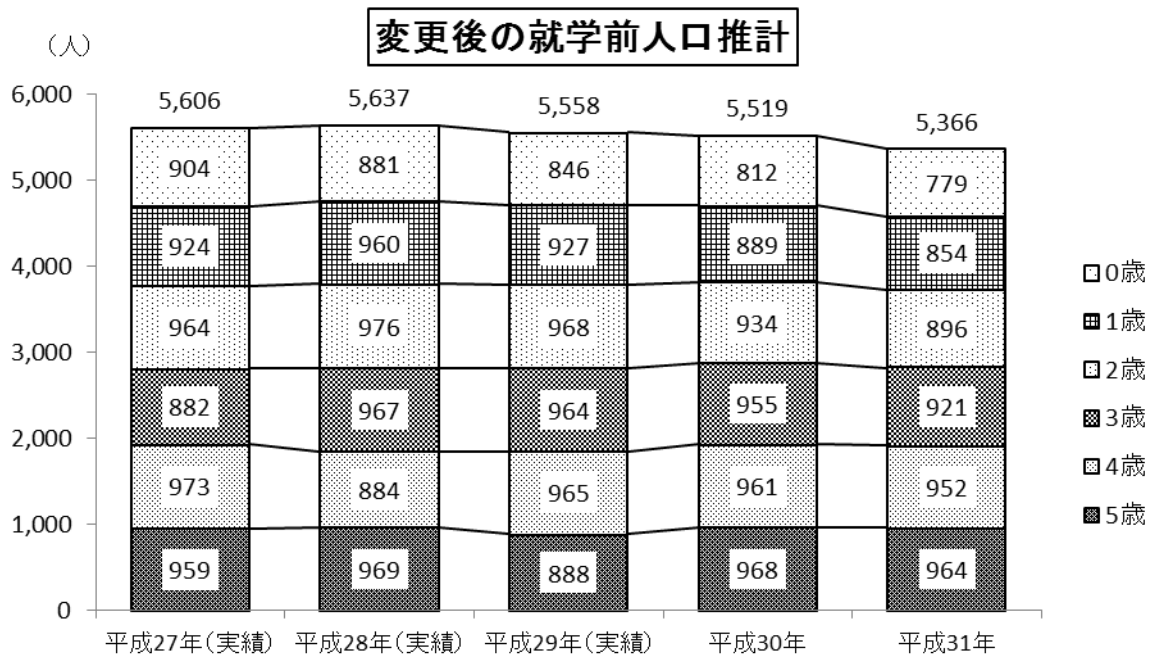
平成 27 年 3 月に策定された事業計画では、就学前人口は平成 28 年度から徐々に減少していく傾向にあると推計していました。一方、平成 28 年 4 月時点における就学前人口の実績値は、同時期の推計値の 5,341 人よりも 296 人多い 5,637 人となり、一定の乖離がある状態です。また、就学前人口の減少傾向は事業計画策定時の推計よりも緩やかであり、平成 29 年度の就学前人口の実績値 5,558 人と同時期の推計値 5,186 人との差は 372 人となっており、年々乖離幅が大きくなっています。

こうした近年の就学前人口の傾向を踏まえて、改めて推計を行うことは、今後の幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の需要の見込みや提供体制の整備を検討していくうえで基礎的な情報になります。このことから、今回の事業計画の中間年の見直し（補正）において、平成 30・31 年度の就学前人口を再推計することとしました。

2 推計方法

現行の事業計画においては、国立社会保障・人口問題研究所が推計した数値を基準としつつ、宅地開発や大規模マンションの建設等の影響による社会増減を加味し、補正した就学前人口推計を基に、ニーズ調査結果を反映して量の見込みが算出されています。

今回の事業計画の中間年の見直しにおいては、作業の手引きを参考に、平成 29 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口を基準に、直近における就学前人口の増減の傾向を踏まえ、平成 30・31 年までの就学前人口を推計しました。その結果は次ページのとおりです。



今回の就学前人口の推計結果は、現行の事業計画における推計と比較すると、各年度共に合計人数は増加しており、計画期間を通しての減少傾向は緩やかになる見通しです。事業計画では、各事業（幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）の各年度の量の見込みを算出していることから、今回の推計結果や各事業の実施状況等に鑑み、必要に応じて量の見込みの補正を行います。

◎見直し箇所

1 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 対象施設等について

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策において、対象としている施設は以下の通りです。

特定教育・保育施設	市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
新制度に移行しない幼稚園	新制度に移行せずに施設型給付を受けず、従来通りの運営を行う幼稚園
特定地域型保育事業	市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育施設、家庭的保育施設等
認可外保育所	市が運営支援等を行っている認可外保育施設等（認証保育所等）

また、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間※認定)	3~5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり)
2号認定 (保育認定)	3~5歳	あり (教育希望)	(一時預かりを利用することもできます)	○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※教育標準時間

幼稚園の教育時間は、4時間標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり」事業の対象となります。

(2) 量の見込み及び確保方策

量の見込みについては、まず、平成 29 年度当初の実績に基づき、支給認定割合（各年齢区分の児童数に占める支給認定子どもの割合）を算出しました。次に、保育所等の施設整備の進捗による潜在需要の喚起及び女性就業率の上昇傾向等といった側面に留意する必要があるため、算出した支給認定割合に近年の支給認定申請者の未就学人口に対する割合の増加率を乗じ、補正後の就学前人口と支給認定割合から、平成 30・31 年度の量の見込みを算出しました。また、確保方策については、予定している施設整備計画等に基づき、認可保育所等の定員の増員を含めて、平成 30・31 年度の補正を行いました。結果は次ページのとおりです。

(3) 待機児童の状況と今後の方向性

市では、事業計画開始年度である平成 27 年度から 2 年間で、認可保育所や小規模保育施設の開設などにより、101 名の定員数を増員しています。また、平成 29 年 4 月 1 日には、さらに 152 名分の定員増を図りましたが、同時期の保育サービスの待機児童数は 67 名であり、前年同時期の 92 名と比較すると 25 名減少しているものの、未だ待機児童解消には至っていない状況です。

今回の中間年の見直しにおいては、平成 30・31 年度ともに、補正を行った各認定区分の量の見込みを上回る確保方策を設定しました。今後はこの内容に基づき、計画的な提供体制の確保を目指します。

単位：人

平成 30 年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
量の見込み		1,615 (1,297)	58 (240)	1,125 (1,102)	227 (191)	857 (781)
計 (A)		1,673 (1,537)		1,125 (1,102)	227 (191)	857 (781)
確保方策	特定教育・保育施設	267 (760)	78 (243)	1,164 (1,146)	201 (183)	701 (674)
	新制度に移行しない幼稚園	1,521 (984)				
	特定地域型保育事業				34 (31)	149 (106)
	認可外保育所			21 (22)	11 (8)	38 (40)
	計 (B)	1,866 (1,987)		1,185 (1,168)	246 (222)	888 (820)
確保方策 (B) - 量の見込み (A)		193 (450)		60 (66)	19 (31)	31 (39)

平成 31 年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
量の見込み		1,645 (1,299)	57 (241)	1,135 (1,104)	226 (177)	840 (739)
計 (A)		1,702 (1,540)		1,135 (1,104)	226 (177)	840 (739)
確保方策	特定教育・保育施設	254 (760)	78 (243)	1,261 (1,146)	207 (183)	744 (674)
	新制度に移行しない幼稚園	1,521 (984)				
	特定地域型保育事業				35 (31)	148 (106)
	認可外保育所			21 (22)	11 (8)	38 (40)
	計 (B)	1,853 (1,987)		1,282 (1,168)	253 (222)	930 (820)
確保方策 (B) - 量の見込み (A)		151 (447)		147 (64)	27 (45)	90 (81)

※括弧内の数値：見直し前

※平成31年度は、幼稚園から認可保育所への転用により想定される増員分を反映しています。

2 子ども・子育て支援事業に関する事項

子ども・子育て支援法第 59 条では、各区市町村は子ども・子育て支援事業計画に沿って、同条第 1～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業（以下「13 事業」という。）」を行うとされています。

市では、平成 27 年 3 月に事業計画を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事項として、13 事業を実施してきましたが、今回、過去 2 年間（平成 27・28 年度）の 13 事業の点検・評価等に鑑み、「利用者支援に関する事業」及び「放課後児童健全育成事業（学童保育）」の 2 事業に関し、見直すこととしました。また、その他の 11 事業については、事業の実施状況や利用状況等に照らし、一定の進捗が図られていると評価していることなどから、現行の事業計画に沿って実施していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援に関する事業
 - ②時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）
 - ⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
 - ⑥地域子育て支援拠点事業
 - ⑦病児保育事業（病児・病後児保育事業）
 - ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑨一時預かり事業
 - ⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
 - ⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業
- ※下線のある事業が見直し対象

（1）利用者支援に関する事業

利用者支援に関する事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、幼児期の教育・保育その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在実施している利用者支援事業（特定型）に加え、平成 30 年度から、母子保健や育児に関するさまざまな相談等に対応するため、保健師等が専門性を活かした相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とした、利用者支援事業（母子保健型）を実施する予定です。

今回の見直しでは、利用者支援事業（母子保健型）がスタートすることから、平成 30 年度以降の確保方策を補正しました。

単位：か所

	平成 30 年度 (見直し前)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し前)	平成 31 年度 (見直し後)
①量の見込み	1	1	1	1
②確保方策	1	2	1	2
②-①	0	1	0	1

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。現在、平成 29 年度末までに、小学校 6 地区で小学校施設（放課後に学童保育所として活用できる特別教室等）の借用等により量の見込みに対応する提供体制の確保を予定しています。

今回、小学校児童数における学童保育所申請児童数の割合（平成 29 年 4 月時点）と平成 30・31 年度の小学校の児童数（見込み）から算出した数値と、現行の事業計画の数値を比較し、高い方の数値を見直し後の量の見込みとしました。

その結果、事業計画の最終年度である平成 31 年度は、小学校 13 地区のうち、第二小地区、第三小地区、第七小地区、本村小地区の 4 地区において、見直し後の量の見込みが提供体制を上回るため、小学校施設（放課後に学童保育所として活用できる特別教室等）の借用等による提供体制の確保を目指していきます。

なお、いずれの地区においても、利用状況に応じて、育成支援の質を確保しながら、特別教室等の活用及び弾力化による受入（利用者 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上を確保した上での弾力化による受入）について、検討していきます。

単位：人

		平成30年度 (見直し前)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し前)	平成31年度 (見直し後)
第一小地区	①量の見込み	96	96	94	94
	②確保方策	100	100	100	100
	②-①	4	4	6	6
第二小地区	①量の見込み	108	130	106	134
	②確保方策	120	150	120	150
	②-①	12	20	14	16
第三小地区	①量の見込み	98	112	96	117
	②確保方策	100	130	100	130
	②-①	2	18	4	13
第五小地区	①量の見込み	122	126	120	129
	②確保方策	130	130	130	130
	②-①	8	4	10	1
第六小地区	①量の見込み	73	77	71	78
	②確保方策	90	90	90	90
	②-①	17	13	19	12
第七小地区	①量の見込み	111	121	108	115
	②確保方策	110	140	110	140
	②-①	△ 1	19	2	25
第九小地区	①量の見込み	121	121	118	118
	②確保方策	120	120	120	120
	②-①	△ 1	△ 1	2	2

単位：人

		平成30年度 (見直し前)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し前)	平成31年度 (見直し後)
第十小地区	①量の見込み	63	69	61	64
	②確保方策	80	80	80	80
	②-①	17	11	19	16
小山小地区	①量の見込み	66	67	64	68
	②確保方策	90	90	90	90
	②-①	24	23	26	22
神宝小地区	①量の見込み	47	52	46	51
	②確保方策	75	75	75	75
	②-①	28	23	29	24
南町小地区	①量の見込み	82	88	80	89
	②確保方策	100	100	100	100
	②-①	18	12	20	11
本村小地区	①量の見込み	46	70	44	65
	②確保方策	60	90	60	90
	②-①	14	20	16	25
下里小地区	①量の見込み	30	30	29	29
	②確保方策	45	45	45	45
	②-①	15	15	16	16